

「三重県手話言語条例(仮称)案」に対するパブリックコメント意見及び関係団体意見の結果概要

1 意見募集期間

平成28年4月13日(水)から平成28年5月12日(木)まで

2 パブリックコメント意見及び関係団体意見の提出数

個人	団体	合計
140件(24人)	96件(13団体)	236件

3 パブリックコメント意見及び関係団体意見の概要等

別紙のとおり

○パブリックコメント意見集約表

No	該当箇所	意見	当検討会の考え方
1	全般	・文章表現の文末が「～ものとする」という表現になっている。この表現は文章の意味が弱く感じる。「図られる、努める、推進する」の表現が良い。特に「第3 県の責務」については、断言する表現(「～しなければならない」)が良い。	・「ものとする」は、一定の義務付けを緩やかに規定するために用いており、本条例案では、そのような趣旨でこの文言を使用しています。
2	全般	・文末が「図られるものとする」、「行うものとする」、「努めるものとする」、「深めるものとする」「推進するものとする」があるが、「ものとする」ではなく、はっきりとした言葉に変えてほしい。 例えば、「図られるものとする」→「図られる」	・「ものとする」は、一定の義務付けを緩やかに規定するために用いており、本条例案では、そのような趣旨でこの文言を使用しています。
3	全般	・文章の最後の「努めるものとする」、「深めるものとする」等の文章では、「努力したが出来なかった」、「深めようとしたが出来なかった」との口実になってしまう危険性があるので、全て「しなければならぬ」、「深めなければならぬ」等にしてほしい。	・「ものとする」は、一定の義務付けを緩やかに規定するために用いており、本条例案では、そのような趣旨でこの文言を使用しています。 ・本条例案では、一定の予算措置が必要となることや市町、関係機関との関わりも必要となることを考慮し、規定の内容に応じて、「努める」としています。本条例を運用していくに当たっては、本条例に基づく施策が効果的に行われるよう、議会として監視していきたいと考えています。
4	全般	・手話言語条例の制定を嬉しく思う。コミュニケーションはろう者だけでなく、聴者にとっても双方向に必要である。理解を広め、具体的な施策として行っていただくためにも「努める」という言い方を「行う」など明記していただきたい。	・「ものとする」は、一定の義務付けを緩やかに規定するために用いており、本条例案では、そのような趣旨でこの文言を使用しています。 ・本条例案では、一定の予算措置が必要となることや市町、関係機関との関わりも必要となることを考慮し、規定の内容に応じて、「努める」としています。本条例を運用していくに当たっては、本条例に基づく施策が効果的に行われるよう、議会として監視していきたいと考えています。
5	全般	・県が単独で行うことは、「…努めるものとする」という努力義務ではなく、「措置を講ずる」というような義務で行ってほしいと思う。 例えば、 「…県民の理解を深めるものとする」は、「…県民の理解を深めるような活動を推進する措置を講ずる」としてほしいと思う。 「…体制の整備及び拡充に努めるものとする」は、「…体制の整備及び拡充を行う措置を講ずる」としてほしいと思う。 「…学習する機会の確保等に努めるものとする」は、「…学習する機会の確保等を行う措置を講ずる」としてほしいと思う。 ①～③について、「…努めるものとする」を、「…措置を講ずる」としてほしいと思う。 「…努めるものとする」を、「…措置を講ずる」としてほしいと思う。	・「ものとする」は、一定の義務付けを緩やかに規定するために用いており、本条例案では、そのような趣旨でこの文言を使用しています。 ・本条例案では、一定の予算措置が必要となることや市町、関係機関との関わりも必要となることを考慮し、規定の内容に応じて、「努める」としています。本条例を運用していくに当たっては、本条例に基づく施策が効果的に行われるよう、議会として監視していきたいと考えています。
6	全般	・「～よう努めるものとする」という記載が非常に多く、弱い感じがするので、「確保する」とか「行う」という断定的な記載の方がよい。	・「ものとする」は、一定の義務付けを緩やかに規定するために用いており、本条例案では、そのような趣旨でこの文言を使用しています。 ・本条例案では、一定の予算措置が必要となることや市町、関係機関との関わりも必要となることを考慮し、規定の内容に応じて、「努める」としています。本条例を運用していくに当たっては、本条例に基づく施策が効果的に行われるよう、議会として監視していきたいと考えています。
7	全般	・文末が「図られるものとする、努めるものとする、推進するものとする、行うものとする、図るものとする、深めるものとする」というように、「～ものとする」という表現になっている。 「図られる、努める、推進する、行う、図る」又は「～しなければならない」という表現に変えて欲しい。 特に「第3 県の責務」については、断言する表現にすべきである。 「①～必要かつ合理的な配慮を行わなければならない」 ②～基本理念に対する県民の理解を深めなければならない。 ③観光地等において手話を使用しやすい環境の整備を行わなければならない。」と表現すべきである。	・「ものとする」は、一定の義務付けを緩やかに規定するために用いており、本条例案では、そのような趣旨でこの文言を使用しています。 ・本条例案では、一定の予算措置が必要となることや市町、関係機関との関わりも必要となることを考慮し、規定の内容に応じて、「努める」としています。本条例を運用していくに当たっては、本条例に基づく施策が効果的に行われるよう、議会として監視していきたいと考えています。
8	全般	・「ろう者」という表記 ろう者のイメージは生まれつき耳が不自由で手話だけで生活している狭い範囲の人々、もう少し幅のある書きほうがよいと思う。	・当検討会では、本条例案における「ろう者」は、「聴覚障がいのある者のうち手話を言語として日常生活又は社会生活を営み、又は営もうとする者」であると確認しており、軽度難聴者や中途失聴者であって、手話を使用している者も含んでいます。
9	全般	・手話は難聴者、中途失聴者も生活の中で使用している。その方々を含むように、「手話を必要とする人」や「手話を言語としている人」という表現にしたほうがよいと思う(以下、条文も同様)。	・当検討会では、本条例案における「ろう者」は、「聴覚障がいのある者のうち手話を言語として日常生活又は社会生活を営み、又は営もうとする者」であると確認しており、軽度難聴者や中途失聴者であって、手話を使用している者も含んでいます。 ・「手話を言語としている人」等の用語については、対象者の範囲が曖昧になる可能性があるなどの課題があるため、「ろう者」と規定することにつきご理解いただきたいと考えています。
10	全般	・「ろう者」「ろう児」の表記を「手話を使用する人(子ども)」「手話を必要とする人(子ども)」に変更してほしい。「ろう者(児)」にすると手話を使用している難聴者、中途失聴者の方々が入らない。子どもという表記は児童で良いのかどうか分からないが。	・当検討会では、本条例案における「ろう者」は、「聴覚障がいのある者のうち手話を言語として日常生活又は社会生活を営み、又は営もうとする者」であると確認しており、軽度難聴者や中途失聴者であって、手話を使用している者も含んでいます。 ・本条例案における「ろう児」は、「聴覚障がいのある幼児、児童又は生徒」をいい、難聴や中途失聴の児童等を含んでいます。また、「ろう児」については、聾学校に在籍する者に限定されません。 ・「手話を使用する者」等の用語については、対象者の範囲が曖昧になる可能性があるなどの課題があるため、「ろう者」と規定することにつきご理解いただきたいと考えています。
11	全般	・この条文には、ろう者の暮らしや手話の普及は挙げられているが、そのことに関わる手話通訳者の事は全く書かれていない。現実、県内で働く手話通訳者は嘱託職員やアルバイトであり、到底生計を維持できない。そのため、若い人や男性の手話通訳者が育たない状況にある(ろう者は、高齢化している通訳者の現状から、将来通訳者が居なくなるのでは？との不安を抱えている。また、男性の手話通訳者が増えることを望んでいるにもかかわらず)。また、地域でろう者の生活に関わる登録通訳者たちは、「登録」という身分(?)で、頑張っている。今、手話通訳者の養成や育成に関わっているのも、その人たちである。従って、第3か第10の後に「手話通訳者が安心、安全に働ける環境整備を行う」を入れてほしい。	・手話通訳を行う人材の確保に当たり、手話通訳者の労働環境の整備を行うことは重要であると考えていますので、手話通訳者の待遇の改善等が課題であることを前文に規定します。

○パブリックコメント意見集約表

No	該当箇所	意見	当検討会の考え方
12	全般	・手話言語条例制定後の調査を実施すること この条例が制定されてから、1年後に基本的施策がどの程度まで進められたかを、県として把握しておくべきと考える。 従って、「第13 手話に関する調査研究」の中に、「県は毎年5月に基本的施策の推進状況を把握するための調査を行う」ことを明記すべきと思う。	・本条例に基づく施策は、障害者計画において定めることから、その実施状況については、計画の進捗管理の中で把握されるものと考えています。
13	全般	・手話言語条例の見直しの規定を条例に織り込む。 条例制定後、3年後を目途に、条例の適正を見直す規定を第15として 「第15 条例の見直し 県は、本条例制定から3年後を目途に、本条例の全般的な見直しを図ることとする。」 を加えていただきたい。	・三重県議会では、「条例の見直しを不断に行うのは、議会の当然の役目である」と考えており、条例の見直しに関する規定を附則に規定します。
14	全般	・施策を実行するためには手話通訳者が必要である。手話通訳者派遣事業、手話通訳者設置事業を三重県内全市町で実施し、そして手話通訳者の身分を保障し、健康管理も考えた安心安全に働ける環境整備を希望する。また、手話普及を役割とする職員の採用も希望する。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
15	全般	・手話通訳者には頸肩腕検診が欠かせない。だが、その検診を細やかにできる病院がない(以前はあった。)県立の医療機関で検診ができるよう、専門的知識を持った医師を育て、体制を整えてほしい。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
16	全般	・手話通訳者が正規職員として、身分保障がされ、安全・安心に働ける環境の整備が必要だと思うので、それも加えてほしい。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
17	全般	・手話を普及するためには、ろう者と手話通訳者等の協力だけでは限界があると思うので、手話普及職員の採用を希望する。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
18	全般	・実際に、施策を実行する為には、手話通訳者が必要不可欠と考える。手話通訳者の現状を早急に把握し、必要な措置が早急に実行されるよう要望する。 ①障害者総合総合支援法で手話通訳者派遣事業及び手話通訳者設置事業が市町村の必須事業と定められている。三重県内の全市町、実現されていない。早急に事業を実行するよう要望する。 ②手話通訳者の身分を保障すること。手話通訳者が、安心、安全に働ける環境の整備を推進するよう要望する。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
19	全般	・手話通訳を担っている人の中には頸肩腕障がいという職業病になる人がいる。現在三重県で登録している通訳者は年に1回頸肩腕障がいの検診を受けることができます。ただ県内で手話通訳、頸肩腕障害の専門医は少ないかと思う。県立病院で検診が受けられるようにしてほしい。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
20	全般	・実際に、施策を実行する為には、市町の協力なしでは、取組めないと考える。財政上の措置を、県内各市町に行き届くように要望する。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
21	全般	・災害時に具体的にできる援助を開示する。また避難訓練(全ての弱者分)の実施	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
22	全般	・三重県は長く広い地域にわたる。ろう者の相談窓口を各地にほしい。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
23	全般	・「ろう者」と記されているが、「盲ろう者」は含まれていますか。もし含まれていない場合は、「ろう者・盲ろう者」と記していただいたほうがよい。ただし、「盲ろう者」は「ろうベース」である。手話を使ってコミュニケーションする。	・本条例案における「ろう者」は、「盲ろう者」も含んでいます。
24	全般	・「聴覚障がい」「障害者計画」というようにひらがなと漢字が混在しているのはなぜか説明してほしい。	・三重県では、公文書において「障害」を「障がい」と表記することとしており、条例においても、「障がい」を使用していますが、法律名及び法令上の用語を引用する際は、そのままの表記で引用することとされているため、障害者基本法、障害者計画及び三重県障害者施策推進協議会については、漢字で表記しています。
25	全般	・知事の2期めの政策集に『鳥取県等のいくつかの自治体において制定された「手話言語条例」について先行県の事例調査研究を行うとともに、当事者や有識者などによる委員会を設置するなどして、制定に向けた検討を行います。』と書かれていた。そしてこれに基づき、健康福祉部では、具体的な協議が始まっていたので、なぜこの条例案が議員提出になったのか説明してほしい。また、議員提出のメリットは何かも説明してほしい。	・知事が政策集に手話言語条例の制定を挙げていたことは承知していますが、議会においても、手話言語法の制定を求める意見書を可決するなどの取組を進めており、議員にも条例案の提出権があることを踏まえ、議会において手話の普及等についての政策立案を行うため、当検討会の設置が提案されました。 ・議員提出条例として検討することについては、議員が構成員となる検討会において検討することにより、多様な民意を汲み上げることができるというメリットがあります。また、部局横断的な事項についても、柔軟に検討を行うことができるというメリットがあります。 ・当検討会では、関係団体からの意見聴取や他県の条例制定状況の調査などを実施し、それらの成果を踏まえて条例案の検討を行っています。
26	全般	・「手話で教育を受ける権利」「手話を獲得する権利」「手話を学ぶ権利」「手話を使う権利」があることを、基本的考え方とするよう要望する。	・貴重なご意見をありがとうございます。いただいたご意見を踏まえ、条例案をとりまとめまいります。

○パブリックコメント意見集約表

No	該当箇所	意見	当検討会の考え方
27	全般	・手話は言語であることを触れる前に、現実の聞こえない生活について考えてみてほしい。人によっては様々であるが、私自身全く聞こえない生活について何も不便を感じないわけではない。自分の声も聞こえないから、他人の声も聞こえない。まして、雷や音楽も人の歩く足音も何も聞こえない。静かな世界を歩んでいるから、周りのことについて、気がつかないこともたくさんある。また、勘違いも誤解も少なくない。だから、何をどう弁解しようとも、限度があつて、思うように伝わらない。こんな辛い思いをしていることがお分かりでしょうか。人の気持ちは分からなくても、手話を使えばハッとすること、気がつくことがたくさんでくる。人と手話によって、心がつながる面もある。手話はコミュニケーションにとって必要不可欠である。聴力があればと思っても、聞こえない淋しさを想像してほしい。五体満足の前から、ありがたみを感じる人間として、手話を学びませんか。政治の中に日本スポーツ庁とあるように、手話庁もつけ加えて、共に歩んでいただきたい。思いやりのある日本に変えられると嬉しい。人は人、自分は自分というひとりよがり捨てて、手話の和の中に入れてみませんか。ご理解とご協力を強く願望する。ろうあ者も同じ人間として、共に歩む人生を創って行きませんか。差別のない社会をめざしていきましょう。絶対に後悔しません。やっつけて、無駄なことはないということ覚えて、共に希望をもって行きましょう。	・貴重なご意見をありがとうございます。
28	第1 目的	・「手話が言語であるとの認識に基づき、手話等に関する基本理念を定め、…」とあるが、この条例は手話言語条例であり、前後の文章からしても、「手話等」ではなく、手話に限定すべきと考えます。	・「第2 基本理念」は、手話に関する基本的認識を踏まえた共生社会の実現について定めており、条文の構成上、「手話に関する基本的認識を踏まえた共生社会の実現」のことを「手話等」と規定しています。
29	第1 目的	・「手話等に関する」とあるが、「等」とは何を指すか。手話以外にあるならば例を記載してほしい。	・「第2 基本理念」は、手話に関する基本的認識を踏まえた共生社会の実現について定めており、条文の構成上、「手話に関する基本的認識を踏まえた共生社会の実現」のことを「手話等」と規定しています。
30	第1 目的	・「手話等」の「等」とは、コミュニケーション手段(手話、筆談、指文字等)を表していると思うが、はっきり定義してほしい。基本理念では、「手話」のみで「等」が入っていないので、「等」を入れたほうがよいと思う(以下、条文も同様)。	・「第2 基本理念」は、手話に関する基本的認識を踏まえた共生社会の実現について定めており、条文の構成上、「手話に関する基本的認識を踏まえた共生社会の実現」のことを「手話等」と規定しています。
31	第1 目的	・「手話等」に関する基本理念。第2の基本理念と見比べると、基本理念の中には「手話」以外のことは書かれていないので、ここは「手話」だけでよいと思う。	・「第2 基本理念」は、手話に関する基本的認識を踏まえた共生社会の実現について定めており、条文の構成上、「手話に関する基本的認識を踏まえた共生社会の実現」のことを「手話等」と規定しています。
32	第1 目的	・「手話等に関する」の「等」は何を指しているのか？ いらないと思う。	・「第2 基本理念」は、手話に関する基本的認識を踏まえた共生社会の実現について定めており、条文の構成上、「手話に関する基本的認識を踏まえた共生社会の実現」のことを「手話等」と規定しています。
33	第1 目的 第4 市町との連携及び協力	・「市町の責務」も入れていただくようお願いする。 ・「市町の責務」としていただきたい。	・地方分権一括法の制定以来、県と市町は対等の関係であることを踏まえ、「市町の責務(役割)」は規定せず、市町との連携協力を図る規定を設けました。
34	第1 目的	・県の責務や県民・事業者の役割があるのに、「市町の役割(責務)」がないのはおかしい。きちんと目的の中にも入れるべき。	・地方分権一括法の制定以来、県と市町は対等の関係であることを踏まえ、「市町の責務(役割)」は規定せず、市町との連携協力を図る規定を設けました。
35	第1 目的	・「その意欲と能力に応じて活躍することができる社会の実現」とあるが、永続的にこの方々の暮らしがどう変化したのか実態調査を含めて見ていくと受け止めていいか？	・本条例に基づく施策の実施状況について、議会として監視・評価していきたいと考えています。
36	第1 目的	・「相互に人格と個性を尊重し安全にかつ安心して暮らすことのできる共生社会の実現を図るとともに、ろう者がその意欲と能力に応じて活躍することができる社会の実現に寄与することを目的とする」。この目的はとても良いと思う。	・貴重なご意見をありがとうございます。
37	第1 目的	・～相互に人格と個性を尊重し安全にかつ安心して暮らすことのできる共生社会～ “安全にかつ安心”という表現が、とても良いと感じた。	・貴重なご意見をありがとうございます。
38	第2 基本理念	・下段に「図られるものとする」とあるが、この言い方では曖昧になる。「図られるものである」ではないか。	・「ものとする」は、一定の義務付けを緩やかに規定するために用いており、本条例案では、そのような趣旨でこの文言を使用しています。
39	第2 基本理念	・図られるものとする → 図られるものである	・「ものとする」は、一定の義務付けを緩やかに規定するために用いており、本条例案では、そのような趣旨でこの文言を使用しています。
40	第2 基本理念	・文末～～するものとなっているが、努めるとか図る、しなければならないが良い。	・「ものとする」は、一定の義務付けを緩やかに規定するために用いており、本条例案では、そのような趣旨でこの文言を使用しています。
41	第2 基本理念	・条文にある手話等に対する基本的認識のほか、「聴覚障がいに対する知識の向上を図り、聴覚障がいへの理解を深める」というようなことも、基本的認識に入れてほしいと思う。なぜ手話等が必要なのか、聴覚障がいとはどういうことなのか、何が聴者と違うのか、という事を手話と同時に知ることによって手話等の必要性や聴覚障がいへの理解を深めてほしい。また、教育活動や広報活動の方法も変わってくるのではないかと思う。	・本条例案では、目的において共生社会の実現を図ることを規定しており、手話に関する学習等を通じて、共生社会についての理解を深める中で、聴覚障がいや手話の必要性についての理解が深められるものと考えています。
42	第2 基本理念	・「ろう者が知的で心豊かな日常生活又は社会生活を営むため」とあるが、「又は」ではどちらかという意味になるので、ここは、「及び」のほうがよい。	・「日常生活又は社会生活」における「又は」は、いずれか一方に限定するものではありませんが、誤解されるおそれがあることを踏まえ、「及び」に修正します。
43	第2 基本理念	・「日常生活又は社会生活を営むために」…「又は」はしっかりこない。「日常生活及び社会生活を営むために」が良い。	・「日常生活又は社会生活」における「又は」は、いずれか一方に限定するものではありませんが、誤解されるおそれがあることを踏まえ、「及び」に修正します。
44	第2 基本理念	・「日常生活又は社会生活」とあるが、「及び」のほうがよい。	・「日常生活又は社会生活」における「又は」は、いずれか一方に限定するものではありませんが、誤解されるおそれがあることを踏まえ、「及び」に修正します。

○パブリックコメント意見集約表

No	該当箇所	意見	当検討会の考え方
45	第2 基本理念	・「日常生活又は社会生活」を営むために、というところは、日常生活か社会生活かのどちらかということではないので、どちらも営むために必要なことなので、「日常生活及び社会生活」とすべき。	・「日常生活又は社会生活」における「又は」は、いずれか一方に限定するものではありませんが、誤解されるおそれがあることを踏まえ、「及び」に修正します。
46	第2 基本理念	・～ろう者が知的で心豊かな日常生活又は社会生活を営むために～ “又は”でなく“及び”として欲しい。 「第2 基本理念 ～ろう者が知的で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために～」と表現した方がよい。	・「日常生活又は社会生活」における「又は」は、いずれか一方に限定するものではありませんが、誤解されるおそれがあることを踏まえ、「及び」に修正します。
47	第2 基本理念	・「又は他人との意思疎通を」について…意思疎通は家族や友人との場合もある。他人ではなく、「他の人との意思疎通を」とした方がよい。	・「又は」については、情報の取得、意思表示と他人との意思疎通を接続するために必要な用語として使用しています。「日常生活又は社会生活」における「又は」と同様に、「及び」に修正します。 ・「他人」については、障害者基本法第22条の規定に従っており、「他人」と規定することにつきご理解いただきたいと考えています。なお、ここの「他人」とは、家族を含め、当事者以外の者全てを指します。
48	第2 基本理念	・又は他人との意思疎通 → 他の人との意思疎通 (他の条文も「他人」→「他の人」に変更)	・「又は」については、情報の取得、意思表示と他人との意思疎通を接続するために必要な用語として使用しています。「日常生活又は社会生活」における「又は」と同様に、「及び」に修正します。 ・「他人」については、障害者基本法第22条の規定に従っており、「他人」と規定することにつきご理解いただきたいと考えています。なお、ここの「他人」とは、家族を含め、当事者以外の者全てを指します。
49	第2 基本理念	・～その意思を表示し、又は 他人との意思疎通を～ “又は”という表現は省いたほうがよい。“他人”という表現には、違和感がある。他人とすると家族が含まれなくなる。 「第2 基本理念 ～その意思を表示し、他の人との意思疎通を～」と表現した方がよい。	・「又は」については、情報の取得、意思表示と他人との意思疎通を接続するために必要な用語として使用しています。「日常生活又は社会生活」における「又は」と同様に、「及び」に修正します。 ・「他人」については、障害者基本法第22条の規定に従っており、「他人」と規定することにつきご理解いただきたいと考えています。なお、ここの「他人」とは、家族を含め、当事者以外の者全てを指します。
50	第2 基本理念	・他人→他の人が良い	・「他人」については、障害者基本法第22条の規定に従っており、「他人」と規定することにつきご理解いただきたいと考えています。なお、ここの「他人」とは、家族を含め、当事者以外の者全てを指します。
51	第2 基本理念	・上から4行目「又は他人との」とあるが、この「又は」は不必要。また、「他人」ではなく、「他の人」とすべきと思います。	・「又は」については、情報の取得、意思表示と他人との意思疎通を接続するために必要な用語として使用しています。「日常生活又は社会生活」における「又は」と同様に、「及び」に修正します。 ・「他人」については、障害者基本法第22条の規定に従っており、「他人」と規定することにつきご理解いただきたいと考えています。なお、ここの「他人」とは、家族を含め、当事者以外の者全てを指します。
52	第2 基本理念	・又は→省く	・「又は」については、情報の取得、意思表示と他人との意思疎通を接続するために必要な用語として使用しています。「日常生活又は社会生活」における「又は」と同様に、「及び」に修正します。
53	第3 県の責務	・①「必要かつ合理的な配慮を行わなければならない。」にする。	・「ものとする」は、一定の義務付けを緩やかに規定するために用いており、本条例案では、そのような趣旨でこの文言を使用しています。
54	第3 県の責務	・②「県民の理解を深めなければならない。」にする。	・「ものとする」は、一定の義務付けを緩やかに規定するために用いており、本条例案では、そのような趣旨でこの文言を使用しています。
55	第3 県の責務	・責務については断言する表現にすべきと思う。	・「ものとする」は、一定の義務付けを緩やかに規定するために用いており、本条例案では、そのような趣旨でこの文言を使用しています。
56	第3 県の責務	・①②③について、県の責務を定めた事項なので、文末を「～しなければならない」にすべき。	・「ものとする」は、一定の義務付けを緩やかに規定するために用いており、本条例案では、そのような趣旨でこの文言を使用しています。 ・本条例案では、一定の予算措置が必要となることや市町、関係機関との関わりも必要となることを考慮し、規定の内容に応じて、「努める」としています。本条例を運用していくに当たっては、本条例に基づく施策が効果的に行われるよう、議会として監視していきたいと考えています。
57	第3 県の責務	・ろう者の観光旅客だけを対象とするのではなく、滞在者全般を考えてほしい。	・本条例案では、ろう者である観光旅客のほか「ろう者である滞在者及び来訪者」を規定し、滞在者全般についての対応を定めています。
58	第3 県の責務 第4 市町との連携及び協力	・第4との関連があるので、①②の次に新しい③として、「促進にあたって、県は市町と連携し、協力する」を加え、現在の③を④とする。 ・ここは、はっきりと市町の役割として位置づけてほしい。県条例なので、そこまで入り込めないという思いは分かるが、実際に県民への理解を広めていくのは、市町の役割が大きいと考える。そこで、県としてもきちんと協力するので(第3の③)、市町が真摯に取り組める仕組みが必要と考える。従って、第4は、県ではなく、【市町は、～市民町民の理解の促進を行う】という項目に改めてほしいと考える。	・地方分権一括法の制定以来、県と市町は対等の関係であることを踏まえ、「市町の責務(役割)」は規定せず、市町との連携協力を図る規定を設けました。 ・「市町との連携協力」については、責務とは異なることから、第4として別に規定しています。

○パブリックコメント意見集約表

No	該当箇所	意見	当検討会の考え方
59	第3 県の責務 第4 市町との連携及び協力	・③を④にする。 ・第3 県の責務の③に「市町と連携し、協力しなければならない」を入れる。	・「市町との連携協力」については、責務とは異なることから、第4として別に規定しています。
60	第3 県の責務	・視覚障がい者のための養護老人ホームは昭和46年に設立されているが、聴覚障がい者のための老人ホームはない。きこえない人が安心して入所できるよう職員と手話でのコミュニケーションのできるろう者の老人ホームの設立を要望する。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
61	第3 県の責務 第6 事業者の責務	・交通機関(各駅の構内等)の案内が必要。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
62	第3 県の責務 第9 手話通訳を行う人材の育成等	・現在、行政で手話通訳者として正規の職員を置いているところはない。職業として選択して食べていける身分と報酬を保障することが必要。行政の場から始めてほしい。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
63	第3 県の責務	・～手話を使用しやすい環境の整備を推進し、～ 具体的にどのような環境を指すのか分かりにくい。 例えば、県庁、警察、消防、病院、学校等と解釈して良いのか。分かりやすく明記したほうがよい。	・「手話を使用しやすい環境の整備」としては、手話の普及、手話に関する教育及び学習の振興、手話による情報の発信等、手話通訳者の養成(人材育成)及び派遣などを想定しています。
64	第3 県の責務	・「手話を使用しやすい環境の整備を推進し」とあるが、例えば、県庁、警察、消防、病院、保健所、学校等公共的な場と解釈しても良いのか。	・「手話を使用しやすい環境の整備」としては、手話の普及、手話に関する教育及び学習の振興、手話による情報の発信等、手話通訳者の養成(人材育成)及び派遣などを想定しています。
65	第3 県の責務	・「手話通訳者」と「手話通訳者等」の区別ははっきりしてほしい。	・本条例案における「手話通訳者」とは、障害者総合支援法に基づく意思疎通支援事業に関する国の通知で示されている手話通訳者(国の試験に合格し、登録を受けた「手話通訳士」と都道府県が実施する手話通訳者養成研修事業において登録された「手話通訳者」)をいいます。 ・「手話通訳者等」の「等」は、「手話奉仕員」などを想定しています。
66	第4 市町との連携及び協力	・～県の責務並びに県民及び事業者の役割を～ 第4は、「市町との連携及び協力」ではなく「市町の責務」とし、 「第1 目的 ～県の責務、市町の責務並びに県民及び事業者の役割を～」と表現した方がよい。	・地方分権一括法の制定以来、県と市町は対等の関係であることを踏まえ、「市町の責務(役割)」は規定せず、市町との連携協力を図る規定を設けました。
67	第4 市町との連携及び協力	・新たに市町の役割(責務)を記載すべき。	・地方分権一括法の制定以来、県と市町は対等の関係であることを踏まえ、「市町の責務(役割)」は規定せず、市町との連携協力を図る規定を設けました。
68	第4 市町との連携及び協力	・第4も「市町との連携及び協力」という、県の責務なので、第3の④とし、文末は「市町と連携し、協力しなければならない」とすべき。	・「市町との連携協力」については、責務とは異なることから、第4として別に規定しています。
69	第5 県民の役割	・①「努める。」にする。	・「ものとする」は、一定の義務付けを緩やかに規定するために用いており、本条例案では、そのような趣旨でこの文言を使用しています。
70	第5 県民の役割	・「第5 ②～県の施策を推進するために協力し、～」と表現した方がよい。	・「施策を推進するために協力する」と規定すると、その範囲が限定的になる可能性があることなどから、「県の施策に協力し」と規定しています。
71	第5 県民の役割	・②普及に努めるものとする。⇒育成はどうやって？	・手話通訳を行う人材の育成については、基本的施策として県が行うものとしており、研修の実施などが想定されています。
72	第6 事業者の役割	・「配慮を行う。」にする。	・「ものとする」は、一定の義務付けを緩やかに規定するために用いており、本条例案では、そのような趣旨でこの文言を使用しています。
73	第6 事業者の役割	・三重県においては、障がい者雇用において、全国最下位という状況にあった。一部改善されたとはいえ、事業者の障がい者に対する理解・支援は甚だ心許ない状態にあると思う。 今回の手話言語条例案においても、第6条の事業者の役割は、努力義務であって、必須ではない。 大手の事業者(上場企業・これに準ずる企業)においては、合理的な配慮を行うことを必須とし、具体的な例示をすべきかと思う。 例えば (1)ろう者に対するサービス ①企業案内(工場見学案内)のビデオは、手話通訳付き、字幕付のものとする。 ②従業員500名規模以上の事業所においては、手話通訳者の資格を持つ者を正規職員として雇用し、総務または人事若しくは健康管理を担う部署に配属する。 (2)ろう者を雇用するとき 条文の「手話の使用に関して合理的な配慮を行うよう努めるものとする。」では事業者は具体的に何をしたいのか理解できないのではないのか。 ①ろう者の面接試験等においては、手話通訳者を付ける。 ②採用後の、上司との面接等においても手話通訳者を付ける。 ③ろう者の入る会議においては必ず手話通訳者を付ける。 ④聞こえないからといって、排他的な行為をしないように従業員に対して教育する。 等を例示的に上げておくべきではないか。	・事業者には様々な規模の形態、業種が存在し、それぞれの事業者が実施する「合理的な配慮」の内容にも違いが生ずると考えられることから、条文上は例示をしないものと整理しています。 ・合理的な配慮の例については、条例の運用の中で具体化が図られることが望ましいと考えています。 ・障害者雇用促進法が雇用関係について合理的な配慮を義務付けていることを踏まえつつ、本条例案では、さらに手話の使用に特化して合理的な配慮を定めていることから、その点を考慮し、努力義務としています。

○パブリックコメント意見集約表

No	該当箇所	意見	当検討会の考え方
74	第6 事業者の役割	・「ろう者に対しサービスを提供するとき、又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関して合理的な配慮を…」と、あるが、手話を使わないろう者もいるので、手話の使用だけでなく、筆談やIT機器等を利用した方法についても配慮をすることを書き込めないか。	・本条例案は手話に関する施策を推進するものであることから、手話に特化しています。
75	第6 事業者の役割	・追記してほしい。 尚、県内のハローワークには手話協力員が配置されているので、聴覚障がい者の雇用、定着指導の際にはハローワークと連携をとること。	・聴覚障がい者の雇用等に関してハローワークとの連携は重要なことであると考えていますが、本条例案は、手話に関する施策を推進するものであり、その趣旨からは、雇用、定着指導に関して規定することはなじまないと考えています。
76	第7 計画の策定	・手話に関する部会について、メンバーについては読み取れないが、当事者等(ろう者等や手話通訳者)は入るか。条例の制定が目的ではなく、条例を利用して環境を整備していくことが目的だと思うので、是非、当事者等を入れてほしいと思う。	・手話に関する部会について、当事者や当事者団体などを構成員として確保するために必要な規定を整備します。
77	第7 計画の策定	・三重県障害者施策推進協議会の手話に関する部会の委員構成には当事者団体である三重県聴覚障害者協会、及び関係団体である三重県手話通訳問題研究会や三重県手話サークル連絡協議会などを入れてほしい。	・手話に関する部会について、当事者や当事者団体などを構成員として確保するために必要な規定を整備します。
78	第7 計画の策定	・施策に関しては、PDCAが大切であると思いますので、是非当事者団体と関係団体からメンバーの選出をしていただき、PDCAが出来る体制としていただくようお願いする。	・手話に関する部会について、当事者や当事者団体などを構成員として確保するために必要な規定を整備します。
79	第7 計画の策定	・この協議会に手話に関する部会を立ち上げる場合は「盲ろう者」もメンバーの一員として入れていただくほうがよい。	・手話に関する部会について、当事者や当事者団体などを構成員として確保するために必要な規定を整備します。
80	第7 計画の策定	・手話言語条例制定後に向けて、障害者施策推進協議会に手話に関する部会を設置すべきであるとする。その際、関係団体(三重県聴覚障害者協会、三重県手話通訳研究会、三重県手話サークル)は必ず入れたほうがよいと考える。	・手話に関する部会について、当事者や当事者団体などを構成員として確保するために必要な規定を整備します。
81	第7 計画の策定	・三重県障害者施策推進協議会に手話に関する部会を設置する旨記載されている。基本計画、基本事項として、以下の検討事項を要望する。 ①基本方針、推進目標、基本施策が円滑な運営を行うための支援に関する事項。②全ての生活領域における手話の使用環境の改善に関する事項。③手話の実態調査及び研究に関する事項。④手話の教育に関する事項。⑤手話の普及に関する事項。⑥手話通訳者の養成に関する事項。⑦全市町への手話通訳者設置に関する事項。⑧手話の情報化に関する事項。(遠隔情報通信サービス、電話リレー、インターネット、手話での三重県紹介動画等、IT関連事項、企業との共同開発等)⑨手話の発展のための民間活動に関する事項⑩条例の制定、改正に関する事項。⑪不服申し立てに関する事項。⑫その他、手話に関する必要な事項。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
82	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	・「他人」は「他の人」の表現のほうがよい。	・「他人」については、障害者基本法第22条の規定に従っており、「他人」と規定することにつきご理解いただきたいと考えています。なお、ここでの「他人」とは、家族を含め、当事者以外の者全てを指します。
83	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	・②～その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図る～ “他人”という表現には、違和感がある。他人とすると家族が含まれない。 「第8 ②～その意思を表示し、及び他の人との意思疎通を図る～」と表現した方がよい。	・「他人」については、障害者基本法第22条の規定に従っており、「他人」と規定することにつきご理解いただきたいと考えています。なお、ここでの「他人」とは、家族を含め、当事者以外の者全てを指します。
84	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	・②の「及び他人の」を「及び他の人の」に変更する。	・「他人」については、障害者基本法第22条の規定に従っており、「他人」と規定することにつきご理解いただきたいと考えています。なお、ここでの「他人」とは、家族を含め、当事者以外の者全てを指します。
85	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	・「第8 ①～県政に関する情報を～」とあるが、県政に関する情報のみに限定するのか？ “県政に関する”は省き「第8 ①～情報を～」と表現を変えた方がよい。	・第8の①では、県が行うものを規定するという観点から、県政に関する情報の円滑な取得等を規定しています。他方で、日常生活における情報の取得等に関しては、②において規定しています。
86	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	・①「県政に関する」はなくす。	・第8の①では、県が行うものを規定するという観点から、県政に関する情報の円滑な取得等を規定しています。他方で、日常生活における情報の取得等に関しては、②において規定しています。
87	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	・「県政に関する情報」とあるが、情報は県政のみに限定するのか。	・第8の①では、県が行うものを規定するという観点から、県政に関する情報の円滑な取得等を規定しています。他方で、日常生活における情報の取得等に関しては、②において規定しています。
88	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	・手話通訳が必要なのはろう者だけではない。手話の分からない聞こえる人も手話通訳が必要である。手話通訳は双方から必要であることを認識していただきたい。	・手話通訳は、手話に通じていない者がろう者と意思疎通を図る上でも重要なものであると考えています。第8では、ろう者の情報の取得等の円滑化に焦点を当てるという観点で規定していますが、双方の意思疎通を図るという趣旨を含むと考えています。
89	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	・手話通訳者はろう者だけに必要なのではなく、手話のできない聞こえる人にとっても必要なもので、「及び他人との意思疎通を図る」を「及びろう者と他の人の双方が意思疎通を図る」とすべき。	・手話通訳は、手話に通じていない者がろう者と意思疎通を図る上でも重要なものであると考えています。第8では、ろう者の情報の取得等の円滑化に焦点を当てるという観点で規定していますが、双方の意思疎通を図るという趣旨を含むと考えています。

○パブリックコメント意見集約表

No	該当箇所	意見	当検討会の考え方
90	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	・「手話通訳者等の派遣」の「等」を削る。	・障害者総合支援法に基づく意思疎通支援事業に関する国の通知では、原則として手話通訳者を派遣することとされていますが、手話通訳者と同等と認められる手話奉仕員についても、派遣することができることとされていることから、「手話通訳者等」と規定したところです。
91	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	・②「手話通訳者等の派遣」とあるが、これでは資格を持たない、手話で少し話ができる人も派遣の対象になってしまう危険性が高いので、「等」は抜かなければならないと考える。	・障害者総合支援法に基づく意思疎通支援事業に関する国の通知では、原則として手話通訳者を派遣することとされていますが、手話通訳者と同等と認められる手話奉仕員についても、派遣することができることとされていることから、「手話通訳者等」と規定したところです。
92	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	・「手話通訳者等の派遣」を「手話通訳者の派遣」に変更してください。手話通訳者資格を有する人の派遣としてほしい。 「手話通訳ができる」と「手話ができる」ことは違います。 「手話ができる」には個人差が生じます。有資格者は試験を受け、一定のレベルに到達しています。この表記だと、資格がない人も派遣されると受け止められてしまいます。	・障害者総合支援法に基づく意思疎通支援事業に関する国の通知では、原則として手話通訳者を派遣することとされていますが、手話通訳者と同等と認められる手話奉仕員についても、派遣することができることとされていることから、「手話通訳者等」と規定したところです。
93	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	・「手話通訳者等の派遣」となっているが、「手話通訳者」と「手話を使用することができる者」とは、はっきり区別する必要がありますがあるので、派遣するのは「手話通訳者」だけである。したがって、「手話通訳者等」ではなく、「手話通訳者」とすべき。	・障害者総合支援法に基づく意思疎通支援事業に関する国の通知では、原則として手話通訳者を派遣することとされていますが、手話通訳者と同等と認められる手話奉仕員についても、派遣することができることとされていることから、「手話通訳者等」と規定したところです。
94	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	・②～手話通訳者等の派遣、～とあるが、第3に、“ろう者及び手話通訳者その他手話を使用することができる者を「手話通訳者等」という”としている。 手話通訳者以外の者が、派遣されるのは困る。派遣に関しては、“手話通訳者”とするべきである。 「第8 ②～手話通訳者の派遣、～」とするべきである。	・障害者総合支援法に基づく意思疎通支援事業に関する国の通知では、原則として手話通訳者を派遣することとされていますが、手話通訳者と同等と認められる手話奉仕員についても、派遣することができることとされていることから、「手話通訳者等」と規定したところです。
95	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	・②について、ろう者が日常生活において意思表示及び意思疎通を図るための派遣を担うのは、手話通訳資格等ではなく、手話通訳資格保有者であると考え。	・障害者総合支援法に基づく意思疎通支援事業に関する国の通知では、原則として手話通訳者を派遣することとされていますが、手話通訳者と同等と認められる手話奉仕員についても、派遣することができることとされていることから、「手話通訳者等」と規定したところです。
96	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等 第9 手話通訳を行う人材の育成	・「手話通訳者等の派遣」→「手話通訳者の派遣」に変えてほしい。「等」を省いてほしい。	・障害者総合支援法に基づく意思疎通支援事業に関する国の通知では、原則として手話通訳者を派遣することとされていますが、手話通訳者と同等と認められる手話奉仕員についても、派遣することができることとされていることから、「手話通訳者等」と規定したところです。
97	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等 第9 手話通訳を行う人材の育成	・「手話通訳者等の派遣」とあるが、手話通訳として派遣するのは「手話通訳者」（試験合格者）だけとするべき。	・障害者総合支援法に基づく意思疎通支援事業に関する国の通知では、原則として手話通訳者を派遣することとされていますが、手話通訳者と同等と認められる手話奉仕員についても、派遣することができることとされていることから、「手話通訳者等」と規定したところです。
98	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等 第9 手話通訳を行う人材の育成	・「手話通訳者等の派遣」の「等」は抜いていただくようお願いする。手話に関わる全ての方が活動は協力して行うが、手話通訳の派遣については、資格を持った手話通訳者のみである。	・障害者総合支援法に基づく意思疎通支援事業に関する国の通知では、原則として手話通訳者を派遣することとされていますが、手話通訳者と同等と認められる手話奉仕員についても、派遣することができることとされていることから、「手話通訳者等」と規定したところです。
99	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	・今の支援センターのような、相談支援・情報提供・災害支援をする拠点を南部にも北部にも持つ方がいいと考える。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
100	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	・①～情報通信技術の進展その他社会の～ 手話通訳電話リレーサービスの環境整備を具体的に進めるよう要望する。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
101	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	・情報通信技術の進展等については、手話通訳の電話リレーサービス等、具体的な環境整備を要望する。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
102	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等 第9 手話通訳を行う人材の育成	・手話が言語として認められ、手話を使用して社会参加されている方の活躍の幅が今後大きく広がることが予想されますが、それは、意志疎通を担う手話通訳者に求められる役割が広く、重くなるとも言える。 この役割を担うためには、通訳者の数が圧倒的に不足しています。これでは一部の人の負担の上に成り立っている状態とであり、社会参加の広がりは期待できない。 是非、手話通訳者が増えるように、公的機関に配置する設置通訳者の正規雇用及び、配置人数の増員。手話通訳派遣制度で動いている登録手話通訳者の身分の安定及び向上をお願いする。 設置通訳以外にも公的機関での職員採用試験の際に手話通訳者資格保有者を手話言語取得者としての資格認定をしていただき、採用時の加点ポイントとしていただき、正規職員として採用をしていただければ、様々な部署に手話通訳資格者が正規職員として業務を行う環境が出来、聞こえない人の生活上での相談がよりしやすくなり、聞こえる人にとっては、仕事と結びつく事により、手話通訳を目指す人が増えると考え。 様々な部署に手話通訳資格者がいる事で、聴覚障がい者の施策に対しても幅広い観点での立案等ができると思う。 手話通訳資格者が正規職員としていることで、設置通訳者の移動が可能となり、通訳業務を担い続ける偏った負担が軽減され、健康問題に対しても良い環境が作れると考える。 又、人事移動があることで固定された人だけの確認ではなくなるため施策実施時の問題に対しても、複数人での確認となり、より良い行政サービスに結びつくと考え。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。

○パブリックコメント意見集約表

No	該当箇所	意見	当検討会の考え方
103	第9 手話通訳を行う人材の育成等	・災害や感染症の流行等の情報は、速やかに得る必要がある。また、医療現場や社会参加のためにも、手話は必須である。情報のバリアフリー化のためには、手話通訳者の育成が喫緊の課題である。 * 手話通訳者の養成・派遣・設置の制度の充実 * 手話通訳者の労働条件の改善・身分保障の強化等のより具体的な文言を入れたほうがよい。	・手話通訳を行う人材の確保に当たり、手話通訳者の労働環境の整備を行うことは重要であると考えていますので、手話通訳者の待遇の改善等が課題であることを前文に規定します。
104	第9 手話通訳を行う人材の育成等	・～ろう者が手話通訳者～ 「ろう者が」だけでなく、手話通訳者は、ろう者と手話の分からない聴者、双方向に必要であり、手話通訳者が必要なのは、聞こえる手話の分からない人も必要であるという認識をするよう要望する。	・手話通訳は、手話に通じていない者がろう者と意思疎通を図る上でも重要なものであると考えています。ここでは、ろう者の情報の取得等の円滑化に焦点を当てるとする観点で規定していますが、双方の意思疎通を図るとする趣旨を含むと考えています。
105	第9 手話通訳を行う人材の育成等	・ろう者が手話通訳者～とあるが、手話通訳は手話の分からない聴者、双方向に必要であると認識するように要望する。	・手話通訳は、手話に通じていない者がろう者と意思疎通を図る上でも重要なものであると考えています。ここでは、ろう者の情報の取得等の円滑化に焦点を当てるとする観点で規定していますが、双方の意思疎通を図るとする趣旨を含むと考えています。
106	第9 手話通訳を行う人材の育成等	・「手話通訳者の派遣等」の表現が合っている。派遣できるのは、手話通訳者だけであるので、手話通訳者「等」は、省くべきだと思う。	・障害者総合支援法に基づく意思疎通支援事業に関する国の通知では、原則として手話通訳者を派遣することとされていますが、手話通訳者と同等と認められる手話奉仕員についても、派遣することができることとされていることから、「手話通訳者等」と規定したところです。
107	第9 手話通訳を行う人材の育成等	・文中 手話通訳者等 の等を抜く(第8に理由は同じ)	・障害者総合支援法に基づく意思疎通支援事業に関する国の通知では、原則として手話通訳者を派遣することとされていますが、手話通訳者と同等と認められる手話奉仕員についても、派遣することができることとされていることから、「手話通訳者等」と規定したところです。
108	第9 手話通訳を行う人材の育成等	・第8②と同様「手話通訳者等」を「手話通訳者」に変更してほしい。	・障害者総合支援法に基づく意思疎通支援事業に関する国の通知では、原則として手話通訳者を派遣することとされていますが、手話通訳者と同等と認められる手話奉仕員についても、派遣することができることとされていることから、「手話通訳者等」と規定したところです。
109	第9 手話通訳を行う人材の育成等	・第8と同じ理由で、「手話通訳者等の派遣」→「手話通訳者の派遣」とすべき。	・障害者総合支援法に基づく意思疎通支援事業に関する国の通知では、原則として手話通訳者を派遣することとされていますが、手話通訳者と同等と認められる手話奉仕員についても、派遣することができることとされていることから、「手話通訳者等」と規定したところです。
110	第9 手話通訳を行う人材の育成等	・～ろう者が手話通訳者等の派遣等による～ “等”は不要。 「第9 ～ろう者が手話通訳者の派遣による～」とすべきである。	・障害者総合支援法に基づく意思疎通支援事業に関する国の通知では、原則として手話通訳者を派遣することとされていますが、手話通訳者と同等と認められる手話奉仕員についても、派遣することができることとされていることから、「手話通訳者等」と規定したところです。
111	第9 手話通訳を行う人材の育成等	・市町その他手話通訳事業を行うものと連携して、ろう者が手話通訳者等の派遣等に… 等を外し手話通訳者(士、者)に限定してほしい。 自分の名前だけが表現できる者でも手話ができる事になっている。 通訳ができる事と、手話ができる事は全く違う。	・障害者総合支援法に基づく意思疎通支援事業に関する国の通知では、原則として手話通訳者を派遣することとされていますが、手話通訳者と同等と認められる手話奉仕員についても、派遣することができることとされていることから、「手話通訳者等」と規定したところです。
112	第9 手話通訳を行う人材の育成等	・小学校、中学校で手話学習の時間を作って、興味を持った児童、生徒には、手話サークル等があることを教えていただいて、もっと進んだ手話学習に導いてもらう。それがひいては手話通訳の養成につながると思う。病院、役所等の公的な場所には手話通訳の資格を持った人材配置が不可欠だが、みどりの窓口等の生命に直結しない場には、有資格者でなくとも、「手話ができる人」でもよいように思う。そうすればもう少し人材の確保がたやすくなるのでは。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
113	第9 手話通訳を行う人材の育成等	・「指導者の育成に努め…体制の整備及び拡充に努める」…三重県の現状では手話通訳者が育っても職業につなげていない。優秀な手話通訳者でも生活のため、他に職業を持ちながら片手間で手話通訳を行っている状態である。十分な情報保障を行うためには是非とも三重県の正規職員として手話通訳者を雇用し市町に広げてほしいと思う。手話通訳者にも「安全にかつ安心して」通訳業務ができるような保障をお願いする。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
114	第9 手話通訳を行う人材の育成等	・人材の育成は必須であるが、現状では資格を有しても仕事として正規雇用されて働く場がない。三重県では四日市市民病院の設置手話通訳者のみである。資格を有する人の正規雇用を推進してほしい。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。

○パブリックコメント意見集約表

No	該当箇所	意見	当検討会の考え方
115	第9 手話通訳を行う人材の育成等	・体制づくりの中に、三重県内の各市町村役場に手話通訳ができる正規雇用された職員を配置することや、役場窓口 に手話通訳を設置することも加えてほしい。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
116	第9 手話通訳を行う人材の育成	・登録通訳者の身分を見直し、身分の向上を求めます。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
117	第9 手話通訳を行う人材の育成等	・現在、県内の手話通訳者は40代以上の人が多いと思う。「人材の育成」と一言でいっても、「手話通訳」が魅力ある 仕事にならないと人材は育たないと思う。具体的なこととなりますが、手話通訳士の資格を持っていると県職員の採用 試験時に加点される、手話通訳の資格を持った人を正規職員として毎年採用するなどを考えてほしい。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
118	第9 手話通訳を行う人材の育成等	・県に正規の設置通訳者いない現状はどう考えてもおかしい。これを機会に、設置通訳者の業務をきちんと認識し、是非 三重県として正規の手話設置通訳者を置いてほしい。(設置通訳者の正規化を強く望みます。)	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
119	第10 手話の普及等	・「促進する」に変更する。	・「ものとする」は、一定の義務付けを緩やかに規定するために用いており、本条例案では、そのような趣旨でこの文言を使用 しています。 ・本条例案では、一定の予算措置が必要となることや市町、関係機関との関わりも必要となることを考慮し、規定の内容に 応じて、「努める」としています。本条例を運用していくに当たっては、本条例に基づく施策が効果的に行われるよう、議会と して監視していきたいと考えています。
120	第10 手話の普及等	・③県は、手話に関する学習が共生の精神の涵養に資することを～ 手話を学習する取り組みを具体的に進めるためには、指導する役割の専任職員を採用することを要望する。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
121	第10 手話の普及等	・県及び市町職員は、「聴覚障がい及び手話に関する研修」を受けるよう要望する。現状は、障がい特性も理解しない まま、筆談で十分という考え方の職員が対応し、ろう者に不利益が生じている。早急に解消することを要望する。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
122	第10 手話の普及等	・県内全ての小学校で手話の学習を取り入れ、手話のできる指導者の養成、手話のできる職員の採用を促進する。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
123	第10 手話の普及等	・広く周知してほしい。時間と予算の確保をお願いする。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
124	第10 手話の普及等	・三重県内全ての小学校で手話の学習を取り入れることを明記してほしい。普及するための職員雇用を希望する。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
125	第10 手話の普及等	・県内すべての小学校又は中学校で、手話の学習を取り入れることを明記し、必須事業とすることを要望する。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
126	第10 手話の普及等	・手話通訳者の育成にもつながるが、英語は小学校・中学校・高校・大学で授業をうけても全員が英語通訳者になれ るわけではない。手話はそのベースを作る環境も整っていない。県立高校で手話を習得できる環境を整えてほしい。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
127	第11 ろう児等の手話の学習等	・④について、「連携を図る」に変更する。	・「ものとする」は、一定の義務付けを緩やかに規定するために用いており、本条例案では、そのような趣旨でこの文言を使用 しています。
128	第11 ろう児等の手話の学習等	・①について、「措置を講ずる」に変更する。	・「ものとする」は、一定の義務付けを緩やかに規定するために用いており、本条例案では、そのような趣旨でこの文言を使用 しています。 ・本条例案では、一定の予算措置が必要となることや市町、関係機関との関わりも必要となることを考慮し、規定の内容に 応じて、「努める」としています。本条例を運用していくに当たっては、本条例に基づく施策が効果的に行われるよう、議会と して監視していきたいと考えています。
129	第11 ろう児等の手話の学習等	・②について、「及び支援を行う」に変更する。	・「ものとする」は、一定の義務付けを緩やかに規定するために用いており、本条例案では、そのような趣旨でこの文言を使用 しています。 ・本条例案では、一定の予算措置が必要となることや市町、関係機関との関わりも必要となることを考慮し、規定の内容に 応じて、「努める」としています。本条例を運用していくに当たっては、本条例に基づく施策が効果的に行われるよう、議会と して監視していきたいと考えています。

○パブリックコメント意見集約表

No	該当箇所	意見	当検討会の考え方
130	第11 ろう児等の手話の学習等	・③について、「学習の機会を確保する」に変更する。	・「ものとする」は、一定の義務付けを緩やかに規定するために用いており、本条例案では、そのような趣旨でこの文言を使用しています。 ・本条例案では、一定の予算措置が必要となることや市町、関係機関との関わりも必要となることを考慮し、規定の内容に応じて、「努める」としています。本条例を運用していくに当たっては、本条例に基づく施策が効果的に行われるよう、議会として監視していきたいと考えています。
131	第11 ろう児等の手話の学習等	・①について、ろう児に関わる教職員のろう教育に関する専門的な力量を育てることを考えてほしい。まだまだ充分ではないと考える。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
132	第11 ろう児等の手話の学習等	・ろう児の保護者に対する手話に関する学習の機会を確保することは、とても良いことだと思う。ろう児が教育を受ける際に、使用言語として手話を選べる環境を作るためには、保護者の理解も必要だ。	・貴重なご意見をありがとうございます。
133	第12 事業者への支援	・「支援を行う」に変更する。	・「ものとする」は、一定の義務付けを緩やかに規定するために用いており、本条例案では、そのような趣旨でこの文言を使用しています。 ・本条例案では、一定の予算措置が必要となることや市町、関係機関との関わりも必要となることを考慮し、規定の内容に応じて、「努める」としています。本条例を運用していくに当たっては、本条例に基づく施策が効果的に行われるよう、議会として監視していきたいと考えています。
134	第12 事業者への支援	・企業と県を結ぶために労働局に窓口を作ってほしい。 労働局が得た情報を各地のハローワークと連携し、企業への支援とする。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
135	第12 事業者への支援	・第6との関係において第12が定められているが、ここでいう「必要な支援を行うように努める」とは具体的にどのような支援をイメージされているのか。 * 事業経営者は、「手話通訳(者)」「手話通訳者の派遣」「手話通訳者の養成」「手話通訳者の設置」等の制度等にどれほどの理解と認識があるのか。県として、あるいは県議会として、手話言語条例が採択された時には、「各市町の労働基準監督署」「警察署」「三重県経営者協会」「各市町の商工会議所」等に、条例制定の趣旨、事業者が配慮すべきことを具体的に通知すべきものと思う。	・ろう者がサービスの提供を受けるなどの場合に手話を使用しやすいよう、従業員に手話の研修を受講させるといった取組を行うことなどが考えられ、こうした取組を行いやすくするために手話通訳者を派遣することなどが想定されています。
136	第13 手話に関する調査研究	・手話に関する調査研究を期待する。社会福祉法人全国手話研修センターの日本手話研究所との連携も期待したい。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
137	第14 財政上の措置	・「財政上の措置」の条項に「努める」が入っていると執行部の職員は、「予算化は努力しているのだが」を繰り返すだけである。市町の手話通訳者等を全員正規職員として採用していただきたいので、「努める」は削除し、「講じなければならない」または「講ずるものとする」に変更してほしい。	・当検討会では、財政上の措置については、義務規定とする案も議論しましたが、知事が予算提案権を持つことを考慮し、努力規定にとどめています。
138	第14 財政上の措置	・「措置を講ずるよう努めるものとする」は、はっきり、「措置を講ずる」とすべき。	・当検討会では、財政上の措置については、義務規定とする案も議論しましたが、知事が予算提案権を持つことを考慮し、努力規定にとどめています。
139	第14 財政上の措置	・「措置を講じなければならない」に変更する。	・当検討会では、財政上の措置については、義務規定とする案も議論しましたが、知事が予算提案権を持つことを考慮し、努力規定にとどめています。
140	第14 財政上の措置	・障害者総合支援法で手話通訳者派遣事業、手話通訳者設置事業が市町村の必須事業として定められているが、それを担当している職員はほとんどが正規職員ではない。病院、相談、講演会などさまざまな分野での派遣をコーディネートしたり、通訳に行った時に困ったこと悩みなど、通訳者の相談、きこえない人からの相談、通訳に出かけたり、事務処理など多忙で責任ある仕事だと思う。また、障がい福祉課だけでなく、いろいろな部署とも関連のある仕事だと思う。なので、各市町の設置通訳者を正規職員にしてほしいと思う。そのための財政上の措置を要望する。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。